

平成28年度第1回古賀市人権施策審議会会議録

【会議の名称】 平成28年度第1回古賀市人権施策審議会

【日時・場所】 平成28年6月17日（金） 15：00～16：30
市役所第2庁舎5階 501・502・503会議室

【主な議題】

1. 開会あいさつ
2. 市長あいさつ
3. 会長あいさつ
4. 会議の開会及び議事録の公開について
5. 概要説明及び議事
 - (1) 第1号諮問
古賀市人権施策基本指針に基づく平成28年度実施計画（案）について
6. 閉会あいさつ

【傍聴者数】 0人

【出席委員等の氏名】

委員：原田 博治 委員、岩城 和代 委員、塚本 博和 委員、渡 信人委員、
松本 正敏 委員、藤原 直子 委員、直江 葉子 委員

事務局：（人権センター）三上貴司課長、高橋克彦係長

【欠席委員の氏名】 なし

【庶務担当部署名】 人権センター

【委員に配布した資料の名称】

1. 平成28年度第1回古賀市人権施策審議会次第
2. 第1号諮問 古賀市人権施策基本指針に基づく平成28年度実施計画（案）について
3. 平成28年度 政策体系図

【会議の内容】

1. 開会あいさつ
2. 市長のあいさつ

(人権センター課長)

それでは、会長の選出に移りたいと思う。会長に立候補される方おられませんか？おられないようなので、会長については、あらかじめ事務局でお願いしております。ご了承いただければ、その方をお願いしたいと思うが、よろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

ありがとうございます。それでは渡信人さんをお願いしたいと思います。

3. 会長あいさつ

- ・古賀市は、人権施策を総合行政で行っている。これは、「憲法における基本的人権を尊重するということは、公共の福祉で保障することにつながっている」という考えに基づくものだと改めて考えている。
- ・短い時間ではあるが、審議をよろしく申し上げます。

4. 会議の公開及び議事録の公開について

5. 概要説明及び議事

(渡会長)

- ・まずは実施計画の骨子と内容について、事務局、説明をお願いします。
- ・PDCA (Plan (計画) →Do (実行) →Check (評価) →Action (改善)) に基づいて、26年度の課題に対して、どう計画を変更し、どのような効果があったか説明していただきたい。

(人権センター課長)

- ・1～4 ページまでの説明をする。世界人権宣言が1948年(昭和23年)12月に採択されて以降、わが国ではさまざまな人権施策の取り組みを推進している。わが国固有の人権問題である同和問題については、数次にわたる法制定を経て特別対策を実施、その後、取組は特別対策から一般対策に移行した。
- ・2000年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、人権教育・啓発を推進してきた。
- ・しかし、法務省が発表する平成27年度「人権侵犯事件の状況」の報告によれば、人権侵犯事件件数は2万を超える数値が報告されている。特に顕著な状況としては、インターネット上の人権侵害事件が対前年比22%の増加、差別待遇事案は11%の増加、いじめに関する事件は3%の増加という状況である。
- ・古賀市でも、インターネット上の掲示板やブログでの匿名性を利用した差別書き込みや、特定の民族に対する差別中傷ビラのポスティングなど、様々な人権侵害事件が確認されている。
- ・部落地名総鑑の復刻版を発刊販売しようとした業者の動きがあったが、各団体のご尽力から阻止はされた。しかし、データはインターネットオークションに出され、落札されている。

また、内容についてもインターネットに掲載され拡散できる状況である。

・こうした現状から本市では、人権施策の推進を全庁的に取り組まなければならないと考え、本実施計画を毎年度策定し、前年度の事業の精査とそれを受けた新年度の事業計画を策定している。

・平成 27 年度実施計画の評価について説明する。2015 年度においては、個別の人権問題を同和問題、女性の人権問題、子どもの人権問題、高齢者の人権問題、障がい者の人権問題、外国人の人権問題、H I V 感染者などに関する人権問題、インターネットによる人権問題、東日本大震災が提起した人権問題、様々な人権問題の 10 項目に分類し、各所管課がこれらの関係事業に対する実施計画を策定し、事業を推進している。

・各事業については、2014 年度事業を継続して実施しているが、人権行政の視点に立ち、本市がめざす「いのち輝くまちづくり」の実現のため、さらなる内容の充実に向かって前進していることは評価できるものとする。

・平成 28 年度実施計画について説明する。事業の分類方法については、「まとめ」の中で救済・教育・啓発・環境整備の 4 つの柱としており、それぞれ所管課が行っている事業をこれらのいずれかに分類している。

・2016 年度実施する各事業の詳細については、13 ページ以降の「実施計画シート」に記載している。また、本市では第 4 次古賀市総合振興計画の策定に伴い、本実施計画の基となる古賀市人権施策基本指針の見直しを 2012 年に実施し、2013 年 4 月に古賀市人権施策基本指針を策定した。これを基に実施計画を策定している。

・第 4 次古賀市総合振興計画に併せ、本実施計画の基となる古賀市人権施策基本指針を見直し、個別の人権問題は、それぞれの人権問題に固有の課題があるのと同時に、深層で強く結びついている。それぞれ個々の課題解決のみならず、一つの課題が他の課題と複雑に絡み合っているという認識を持ち、総合的かつ全庁的に取り組むことが重要である。

(人権教育・啓発係長)

・実施計画(案)について説明をする。昨年度、表現方法などを統一する必要があると意見をいただいていたが、まだ統一できていない部分もある。申し訳ありません。

・訂正箇所があるので訂正をお願いしたい。7 ページ、障がい者の人権問題の主な根拠法令等について、「障がい者虐待の防止、障がい者の擁護者に対する支援に関する法律」の「がい」を「害」と「擁護者」を「養護者」に訂正。

・12 ページの、66 古賀市企業内人権・同和問題研修推進員会議事業について、人権教育・啓発事業に含む。

・15 ページ、基本事業を構成する細事業の英会話体験学習事業について「長期休業中」を「夏季休業中」に訂正。

・40 ページ、事業の成果・評価・課題について、「子ども子育て支援事業計画」を「子ども子育て支援事業」に訂正。

・68 ページ、事業の成果・評価・課題について、文末に「内容が周知できていないことから、さらに周知していく必要がある。」を追記。

- ・次に、改正点を説明する。人権施策体系表については、福岡県の実施計画と同様に、各人権課題の主な根拠法令等には、法律や条例の施行年及び計画については策定年を表示した。
- ・7 ページ、障がい者の人権問題の主な根拠法令等に、本年度 4 月に施行された、「障害者差別解消法」を記載した。外国人の人権問題の主な根拠法令等に、本年度 6 月に施行された、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を記載した。これは、いわゆるヘイトスピーチ規制法の正式名称である。
- ・12 ページ、本年度機構改革に伴い、総務部コミュニティ推進課が新設され、男女共同参画係が移設された。また、76 ページ市外被災者支援事業について、本年度からは総務課危機管理係へ移管される。
- ・10 ページ、平成 28 年度実施計画の細事業数について、昨年度は 99 事業だったが精査した結果、今年度は 110 事業である。
- ・24 ページ、細事業に「中学校少人数指導推進事業」を追加した。
- ・39 ページ、細事業の「次世代育成支援後期行動計画管理事務」を削除した。これは平成 27 年度から「次世代育成支援後期行動計画」が「子ども・子育て支援事業計画」となったためである。
- ・短い時間の審議となるが、よろしくお願いします。

(渡会長)

- ・審議に入りたいと思う。55 事業 110 細事業と数が多いが、質問や意見等あればお願いします。

(藤原委員)

- ・平成 19 年から審議会に参加させていただいている。
- ・実施計画は、全体的にとっても見やすくなっている。人権施策体系図は、レイアウトを工夫すると見やすくなると思う。また、個別の人権問題について、全て番号を記載するように統一したら見やすくなるのではないか。
- ・去年から主な事業内容について数値で記載するようにお願いしており、今年度はほとんどの事業で記載されていた。しかし、回数や人数が減っていた場合、その成果を課題と見るか評価と見るか記載している事業は少ない。
- ・平成 28 年度の事業計画について、昨年までは「継続実施」と記載している課が多かったが、これは減っている。
- ・昨年の内容のままの事業が多い中、46 ページ「ひとり親家庭等自立支援事業」については、昨年から記載を全体的に見直されている。事業内容も回数が記載されているが、成果を課題と見るか評価と見るか記載がないのが残念だ。
- ・数値については、書きやすい事業とそうではない事業があると思う。書いていけばいいという問題ではない。1 年間の事業報告でもある。
- ・昨年までは 1 行だけしか記載していない事業もあったが、今年度はそのような事業がなかったことはいい方向に向っているのではないかと思う。

・数値をどう評価するかという時、命に関わること、直結することについては、厳しく見たいと思う。

・例えば、48 ページの高齢者権利擁護事業について、高齢者虐待相談件数が平成 27 年度は 25 件であり、平成 26 年度は 10 件である。これは「講演会の参加人数は 150 名が 250 名になりました」という成果とは意味が違うと思う。数値をどう評価・課題とするか、もっと考えなければならないと思った。

(渡会長)

・昨年の課題を今年どうするのかを実施計画書に記載して欲しいという全体的な意見だったと思う。他に個別の事業について意見や質問はないか。

(直江委員)

・初めて出席する。政策体系図の 2 ページについて、小学校外国語教育促進事業や英会話体験学習事業は、ずっと事業費が 0 である。予算がないということか。

(指導係長)

・小学校外国語教育促進事業や英会話体験学習事業について、人件費のみの予算であるため事業費は 0 となる。

(原田委員)

- ・私は、福岡市の人権擁護委員協議会で障がい者部門の部会長も兼任している。
- ・7 ページについて、障がい者の人権問題の記載がある。今年 4 月に障害者差別解消法が施行されて、地方自治体は職員対応要領を定めるよう努めることとされた。また、関係団体を集めた、障害者差別解消支援地域協議会をつくることのできるとなっている。
- ・福岡市では協議会を設立し動き出しているが、古賀市での取組はどのようになっているか。計画（案）があるのか。
- ・48 ページについて、高齢者の人権問題で高齢者虐待相談件数が 25 件と報告があるが、その中で 4 件は虐待と判断している。この 4 件について、どのようなケースだったのか、どう処理したのか、虐待についての実態を知るため可能な範囲で教えて欲しい。

(福祉課長)

- ・障害者差別解消法の施行について、今年度は啓発を中心に行う。まずは全職員に対して法律の周知徹底を図るため、人権研修を兼ねて研修会を行う予定である。
- ・指針と協議会について、福岡県や政令指定都市では動きがあることは把握している。しかし、古賀市と同レベルの市町ではまだそのような動きはないようだ。これは、「だから作成しなくていい」という判断ではなく、福岡県の指針を精査し近隣市町の状況を見ながら、古賀市においてどのような指針が必要なのか検討していきたい。
- ・協議会についても、指針の策定に合わせて設置について検討して行きたい。

(介護支援課長)

・虐待と判断した4件について、様々なケースがあるが1番多かったのは経済的虐待である。同居人が本人の年金を使い込んでいたり、本人のために使われていなかったりした。4件のうち2件は身体的虐待も加わり、施設等に保護した。

(直江委員)

・17 ページ中学校学力向上事業について、生徒の学力と進路の保障を図るとあるが、進路保障とはなにか。また、生徒が日本語を習得できていないということは保護者も習得できていないということではないか。

・中学から高校に進学するときに、保護者と学校とのコミュニケーションがとれているのか心配になる。子どもだけでなく保護者の支援も必要なのではないか。

(学校教育課長)

・この事業で保護者の支援までは行っていない。

・しかし、古賀市では、学校にスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、心の教室相談員を配置している。学校の中で保護者へのアドバイスや支援をする役割は、この職員が担っていると考える。

・学力保障と合わせて進路保障としているのは、まずは子ども達が学校生活を楽しく送り、困らないようにすることを第一に支援しながら、将来的に進学をして社会に出たときしっかりと進んでいく力を育てていくという意味で記載したものである。

(藤原委員)

・25、26 ページ小学校環境適応支援事業と中学校環境適応支援事業について、QUアンケートの活用状況は、学校によって活用にはばらつきが見られるという課題があるようだが、ばらつきの状態と原因は何か考えられるのか教えていただきたい。

・39 ページ子育て支援事業について、ファミリーサポートセンター事業の利用が27年度750回、26年度236回、25年度は140回だった。急激に数値が伸びているのはなぜか。

・43 ページ保育所地域活動推進事業について、成果と課題等をもっと具体的に教えて欲しい。

・38 ページ子ども発達支援事業について、昨年度は「発達に遅れのある」という表現だったものが「発達に課題のある」と変更されていた。このような事が人権感覚だと嬉しく思った。

(学校教育課長)

・QUアンケートは、学級生活での満足度、意欲、学習集団の状態を測定するととても大切な心理テストで全小中学校に導入している。実施の時期は早めにすることで有効に活用できると考える。

- ・例えば運動会の練習でチーム作りをする際、このQUアンケートを活用すると有効に行うことができる。
- ・しかし、早めに活用している学校とそうではない学校がある。ばらつきを無くすために周知徹底を行っていきたいと考える。

(子育て支援課長)

- ・ファミリーサポートセンター事業の利用者を増やすため、子育て講座や事業に、支援を行いたい者と受けたい者が一緒に参加してもらい、顔が見えるような機会を増やすようにした。そのため利用者が大幅に増えたのではないかと考える。
- ・保育所地域活動推進事業の成果について、児童達は小学生と関わったり、高齢者施設に伺って催しに参加したりすることで、様々な世代間と話や交流をし、社会性等が身について行くと考えている。

(藤原委員)

- ・実施計画書には、成果や課題をもっと具体的に記載するようにして欲しい。来年度からよろしくお願いします。
- ・QUアンケートの活用について、ばらつきの原因を教えて欲しいと聞いたつもりだったが、原因は分からなかった。

(岩城委員)

- ・43 ページ保育所地域活動推進事業について、これからは地域と交流し、支えあうことが大切な時代になると思う。高齢者と児童が交流する事は、小さい頃からの福祉教育にもつながるのではないかなと思う。大きくなってから「このような時代だから助け合いましょう」と福祉教育するより意味があるものになるのではないかと考える。
- ・先ほどの「事業を通して支援を行いたい者と支援を受けたい者をつなげて顔が見えるようにしたら、利用者が急激に増えた」話と同じように、地域の中でも子ども達が高齢者と交流をすることは、小さな頃から顔が見える関係を築いていくことにもつながり、とても良い取組だと思った。

(直江委員)

- ・44 ページ学童保育所保育事業について、待機児童はどこが窓口でどのように把握しているのか、また古賀市の現状について教えて欲しい。
- ・学童でも世代間交流があってもいいのではないかな。

(指導係長)

- ・待機児童について、窓口は学校教育課であり現状も把握している。自分の校区の学童に通うようになっている。
- ・現在待機児童がいる校区は、東小学校と花鶴小学校である。6月1日時点で東小学校は6

名、花鶴小学校は 29 名待機している。原因は人口増加、学童利用を希望する申込者の増加に伴い、施設の規模が小さいこと、指導員の確保が難しいという現状がある。

- ・待機児童が減るように委託先や学校に相談し、受け入れができるように進めている。
- ・来年度も人口増加を見込みながら、待機児童が出ないように予算確保したいと考えている。
- ・世代間交流について、校区によっては行っているところもあるので委託先と話しながら進めていきたいと思う。

(渡会長)

- ・昨年までは、1～3 年生を対象だったが今年から全学年に広げている。1～3 年生を優先にしているようだが、待機児童が出ている。実施計画に成果と課題について記載がないので教えて欲しい。

(指導係長)

- ・26 年度までは 1～4 年生を対象に学童保育を行っていた。27 年度の 5 月から 6 年生まで対象を広げた。27 年度は待機児童がいなかった。
- ・1～3 年生について待機児童を出さないように計画しているが、4 年生以上についても保護者の不安は同じだと考え、待機児童が出ないように運営して行きたいと考えている。

(松本委員)

- ・7 ページ外国人の人権問題について、最近の社会事象で在日コリアンに対する差別を扇動する内容のビラのポスティングとあるが、どのような団体がポスティングしたのか把握しているのか。「在日特権を許さない市民の会」なのか、それとも他の古賀市独自の団体なのか。
- ・15 ページの外国語教育促進事業について、事業の概要に「異文化理解や国際化への関心を高める」とある。外国語の授業を通して関心を高めるという事と、ALTの方を通して子ども達の異文化理解と国際化を高めるという視点から考えると、ALTの方の人種や国籍などについて、例えば黒人アジア人は検討されているのか。
- ・16 ページ小学校学力向上事業について、平成 28 年度の事業計画に「市費講師のサービスや人権の視点に立った授業のあり方」とあるが、サービスと記載するのは、何か問題があるということなのか。それとも、人権感覚や知識を高めていく研修を実施するというものなのか。

(塚本委員)

- ・関連して質問したい。8 ページ外国人の人権について、施策の目的・方向性に「外国人にもわかりやすく公共施設等への誘導ができるよう表示等のあり方について研究する」とある。
- ・東北の大震災では、津波の被害が大きかった。しかし、外国人は「津波が来ます」と緊急放送をされても、「津波」という日本語の意味が分からなかったのではないかと。
- ・福岡で暮らす外国人は多くなった。災害や震災時緊急放送等では、外国語で誘導することまで考えたほうが良いのではないかと。
- ・国は外国人観光客を 2000 万人受け入れることを目標としている。古賀市でも、災害時の

緊急放送や市民に対する放送を含めて外国語で対応できる体制まで考える必要があるのではないか。

(人権センター課長)

・在日コリアンに対する差別を扇動する内容のビラのポスティングについて、2年前に古賀市の特定の地域のみにもポスティングされたもので、20数軒にポスティングされていると思われる。発見については、市職員がその地域に住んでおり、その職員から報告があったものである。

・内容は、「在日特権の数々」と書かれ、インターネットを使って集めた情報が貼り付けられていた。その情報の全てが正確なものではないと思われ、明らかに在日の方に対する中傷だと思われる。特にどこの団体が発行されたかの記載はなかった。個人ではないかと考えられる。

・この件は、ウリ・サフェ〜「在日」の人権と生活を共に創造する会〜へ報告を行った。

(指導係長)

・ALTの選考については、分かりやすい一般的な英語を話す方を希望している。人種について希望できるものではない。派遣元が選んだ方を受け入れている。

(学校教育課長)

・市費講師の服務について、学校に1名配置され他の教職員とは違うため、第1回目の研修会で仕事内容と一緒に説明していることを記載した。人権感覚をしっかりと磨いて、子ども達の前に立つ教員の1人として、しっかりと指導ができるようにと考えている。

(総務部長)

・古賀市には防災行政無線が市内に39箇所ある。緊急時に市民に放送でお知らせするスピーカーである。これは、避難勧告などの緊急時に使用する。

・現時点では、外国語は使用せず日本語だけでお知らせしている。今後、日本語だけで行うか、外国語を使用する場合英語だけでいいのか、中国語や韓国語も必要ではないかなど十分に検討していきたい。

(藤原委員)

・東日本大震災については、市外被災者支援事業で事業を行っている。先日熊本でも震災があった。九州は中国や韓国の方がとても多く、震災で困ったと聞いたことがある。防災の視点からどこかに入れられないのか。これは意見である。

・45ページ児童権利擁護事業について、昨年度は「要保護児童対策地域協議会は他市町と比べても会議実績が多く、児童相談所から県内でも効果的に協議会が機能している自治体であると評価されている」と記載されていた。私はこのことを嬉しく思っていた。しかし、今年削除されているのはなぜか理由が知りたい。

(子育て支援課長)

- ・全体的な整理を行ったこととあわせて、昨年度、要保護児童対策地域協議会をさらに改善し効率的・効果的なものとするための運営協議会を立ち上げ、協議を行ったため、要保護児童対策地域協議会の評価事項については記載しなかった。

(渡会長)

- ・73 ページ広聴事業について、市民なんでも相談や無料法律相談の件数が増えている。
- ・相談内容について、市政についての苦情や要望・指摘によって、市の取組に変更や修正をしなければならない事はあったのか。

(総務部長)

- ・なんでもきくコーナーで相談を受けている。市政についての苦情や要望・指摘が何件あったか、その相談にどう答えたかについて今は資料がなく分からない。

(渡会長)

- ・もし指摘があったのならば出してもらおうと思いを聞いた。
- ・まとめたいと思う。今年度の実施計画を読んで、PDCA (Plan (計画) →Do (実行) →Check (評価) →Action (改善)) に基づいて、きちんと整理されてきたと感じている。
- ・今日出された意見は、事務局と協議して反映させ、市長に答申したいと思う。
- ・以上で本日の全ての審議を終了する。ご議論ありがとうございました。

5. 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

会 長

印